

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出がありましたので、その概要等を同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示します。

なお、当該届出に係る書類については、次のとおり公衆の縦覧に供し、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに門真市長に意見書を提出することができます。

令和5年11月8日

門真市長 宮本 一孝

記

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）門真幸福物販店舗

門真市幸福町537番1の一部

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

関電不動産開発株式会社

大阪市北区中之島三丁目3番23号

代表取締役 藤野 研一

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社万代

大阪市生野区小路東三丁目10番13号

代表取締役 阿部 秀行

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年7月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,316平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数
44台
- (7) 駐輪場の収容台数
66台
- (8) 荷さばき施設の面積
55平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量
7.5立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時
閉店時刻 午前0時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午前0時30分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数

1 箇所

- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

令和5年10月30日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

- (1) 縦覧の期間

告示の日から令和6年3月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前

9時から午後5時30分まで

- (2) 縦覧の場所

門真市中町1番1号

門真市市民文化部産業振興課

4 意見書の提出先

- (1) 提出方法

市が定める様式による意見書を持参し、又は郵送することにより提出すること。

- (2) 提出先

〒571-8585

門真市中町1番1号

門真市市民文化部産業振興課

- (3) 提出期限

令和6年3月8日（金）午後5時30分（郵送の場合は、期限までに必着とすること。）